

山梨第14次労働災害防止計画の概要

計画期間：2023年4月1日～2028年3月31日

1 計画のねらい

「国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、
一人の被災者も出さない」

この基本理念の下、労働災害を減らし、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が目指す指標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより、

「事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在能力を十分に発揮できる社会の実現」を目指します。

2 計画の目標

・アウトプット指標

→計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項

- 1 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - ・転倒災害対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに50%以上とする。
 - ・介護、看護作業のノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年の50.0%から増加させる。
- 2 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - ・エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢者の安全衛生確保の取組を行う事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 3 外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
 - ・外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 4 業種別の労働災害防止対策の推進
 - ・荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を行っている事業場の割合を2027年までに35%以上とする。
 - ・建設業において、墜落・転落対策のリスクアセスメントを行っている事業場の割合を85%以上とする。
 - ・製造業の「はさまれ・巻き込まれ」防止等のリスクアセスメントを実施している事業場の割合を60%以上とする。
 - ・林業において「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置をしている事業場の割合を2027年までに75%以上とする。
- 5 労働者の健康確保対策の推進
 - ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに70%以上とする。
 - ・労働者に対して必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに70%以上とする。
- 6 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - ・SDS交付対象やリスクアセスメントの対象ではないが、危険性や有害性が把握されている化学物質のリスクアセスメント実施率を2027年までに80%以上とする。
 - ・熱中症防止のため、厚さ指数(WBGT値)を把握し活用している事業場の割合を2023年の62.1%から2027年までに増加させる。

・アウトカム指標

→事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項

- 1 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - ・転倒災害による死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。
 - ・14次防期間中における転倒災害による平均休業見込日数を40日以下とする。
 - ・社会福祉施設の腰痛による死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。
- 2 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - ・60歳以上の死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。
- 3 業種別の労働災害防止対策の推進
 - ・陸上貨物運送業、建設業及び林業は、2027年までに死傷者数を5パーセント減少させる、又は山梨13次防期間中と山梨14次防期間中を比較して死傷者数5パーセント減少させる。
 - ・製造業は、機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害について、2027年までに5%減少させる、又は山梨13次防期間中の総件数から5%減少させる。
- 4 労働者の健康確保対策の推進
 - ・定期健康診断における有所見率を、2023年と比較して減少させる。
- 5 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - ・化学物質の性状に関連の深い労働災害(有害物との接触、爆発、火災によるもの)の死傷者数を、山梨13次防期間中と比較して山梨14次防期間中に5%以上減少させる。
 - ・熱中症による死傷者数を山梨13次防期間中と比較して、山梨14次防期間中に減少させる。

→ 上記のアウトカム指標の達成を目指すことにより

ア 2022年と比較して、2027年の**死亡者数を20%減少**、又は山梨13次防期間中と比べて、山梨14次防期間中の**死亡者数を20%減少**させる。

イ 2022年と比較して、2027年の**休業4日以上**の死傷者数を**減少**させる、又は山梨13次防期間中と比べて、山梨14次防期間中の**死傷者数を減少**させる。

(いずれも新型コロナウイルス感染症を除く。)

3 計画の重点事項

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高齢者を含めた多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ④ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 労働者の健康確保対策の推進
- ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

4 重点事項ごとの具体的取組

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 事業者として主体的に安全・健康保持増進活動を行う
- 国や災防団体の支援等により自社の安全衛生活動を推進する
- デジタル技術を使用した活動の推進、無人化等の作業の安全化
- 事業者と保険者の連携によるコラボヘルスの実現

取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと

- 他事業の好事例について、個別具体的な情報も含めた周知
- 災防団体との連携、労働安全衛生マネジメントシステムの活用
- AIやウェアラブル端末等の新技術の活用促進
- 健診情報の活用が進まない事業場へのコラボヘルスの費用支援

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 転倒災害が高齢者に多い事を認識した防止対策の取組を実施
- 筋力を維持し転倒を予防するため、運動プログラムなどの推進
- 非正規雇用労働者も含めた雇入時安全衛生教育の実施徹底
- 指針を参考にした作業態様に応じた腰痛予防対策への取組

取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと

- 「健康経営優良法人認定制度」等も含め転倒・腰痛防止の周知
- ノーリフトケアや介護機器等の導入による腰痛予防対策の周知
- 転倒災害が高齢者に多い事など、基本的労働災害防止対策の周知
- 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」を踏まえた取組
- 「SAFE協議会」による行動災害防止対策の協議、周知の実施

③ 高齢者を含めた多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立
- 「テレワークガイドライン」「副業・兼業ガイドライン」に基づいた、労働者の安全・健康の確保
- 外国人労働者への、安全衛生教育マニュアルを活用した対応

取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと

- 「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発
- 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた、転倒防止対策の実施
- 「テレワークガイドライン」「副業・兼業ガイドライン」の周知
- 有害物質による健康障害防止対策の対象が、請負人や労働者以外に拡大される省令改正の周知等
- 外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育手法の提示等

④ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業

労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、荷主も含めた安全対策に取り組む
- 作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む

取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと

- トラックからの荷の積卸し作業に係る墜落転落防止対策の徹底
- 荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底
- 重量物取扱作業等、腰痛の発生が多い作業への対策の周知普及

建設業

労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 墜落・転落危険箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用具の確実な使用等による、高所からの墜落・転落災害防止
- 暑さ指数把握による熱中症対策、環境測定による騒音障害防止

取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと

- 足場点検の確実な実施や一側足場の使用範囲の明確化等の周知
- 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底
- 建設職人基本法に基づく建設工事従事者の安全健康確保の徹底
- 熱中症・騒音障害防止の周知指導による健康障害防止の推進

製造業

労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 製造者によるはさまれ・巻き込まれ災害対策情報の確実な提供
- 機械等の安全水準の向上、合理的な代替措置の実施

取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと

- 信頼性の高い技術に置き換えることでリスク低減取組を実施
- 食料品製造業を主とした職長教育実施のさらなる推進

林業

労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づいた教育訓練等の安全対策を確実に実施

取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと

- 労働災害防止のため、各種ガイドラインの周知の実施
- 地方公共団体や労災防団体、発注機関との連携の強化

⑤ 労働者の健康確保対策の推進

労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ストレスチェック集団分析の実施及び分析結果の活用
- 職場におけるハラスメント対策の実施
- 長時間労働者への医師の面接、保健師等への相談支援の勧奨
- 産業保健スタッフの確保及び必要な研修を受ける体制の整備

取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと

- ストレスチェック集団分析プログラム、産保センターの活用
- メンタルヘルス対策に取り組むことのメリットの周知啓発
- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく取組
- 事業者が長時間労働者に面接指導が勧奨できるような制度周知
- 産保センター等による産業保健活動の支援を引き続き実施する

⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

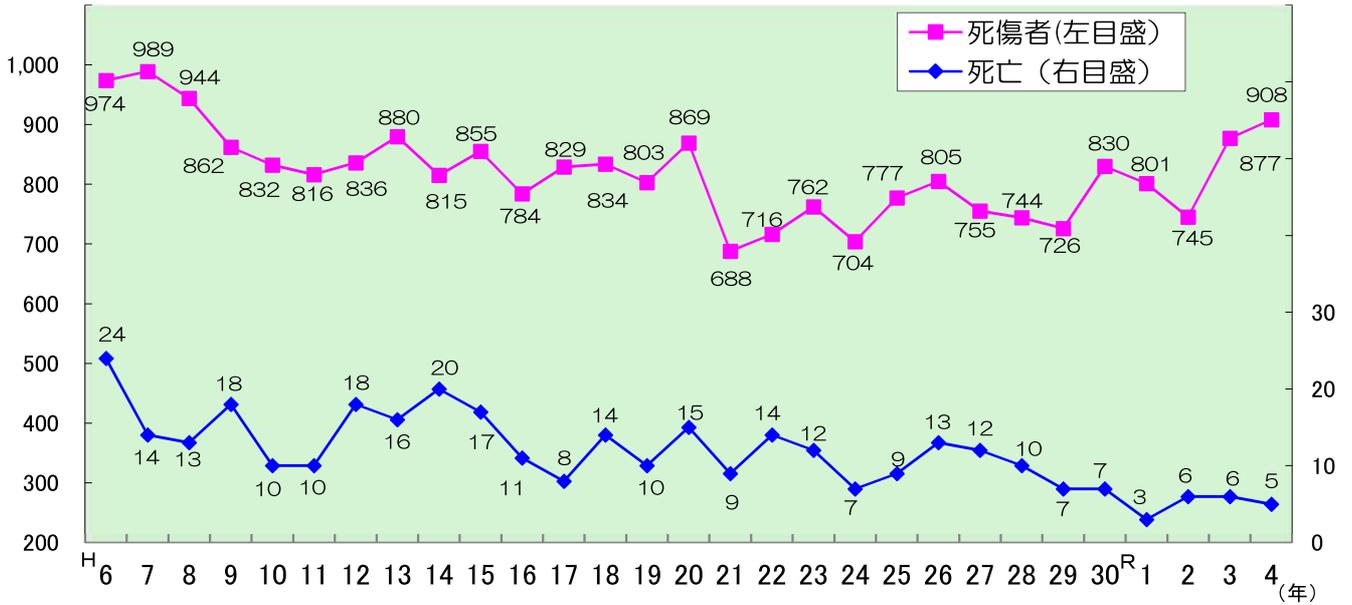
労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 化学物質の自律的なばく露低減措置の実施、SDSの交付等
- 建築物石綿含有建材調査者講習終了者等による事前調査の実施
- 「職場における熱中症予防対策要綱」による熱中症対策
- 医療従事者の電離放射線被ばく量管理及び低減対策の実施

取り組みの達成に向けて国等が取り組むこと

- 化学物質ばく露防止対策マニュアル及び化学物質管理の支援
- 石綿事前調査結果報告システム、ポータルサイトによる周知
- 熱中症予防に効果的な機器・用品の普及、要綱の周知・指導
- 医療機関への放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入支援

(単位:人) 労働災害発生状況 (全産業) の推移 (R4年は新型コロナウイルス感染症を除く。) (単位:人)



過去10年間の労働災害の発生状況 (業種別) (R4年は新型コロナウイルス感染症を除く。) (単位:人)

死傷災害	第12次防計	第13次防					合計件数	構成比
	H25~29	H30	R1	R2	R3	R4		
製造業	985	210	210	161	206	233	2005	25.2%
鉱業	1	3	2	3	4	2	15	0.2%
建設業	599	101	106	95	96	112	1109	13.9%
運輸交通業	342	98	79	85	100	89	793	10.0%
貨物取扱業	5	1	2	1	1	3	13	0.2%
農業	44	14	12	10	14	7	101	1.3%
林業	91	11	14	14	14	13	157	2.0%
畜産・水産業	8	1	2	2	0	2	15	0.2%
商業	525	119	118	108	147	128	1145	14.4%
金融・広告業	44	5	10	6	10	7	82	1.0%
映画・演劇業	0	0	0	1	0	1	2	0.0%
通信業	96	16	16	21	17	21	187	2.3%
教育・研究業	38	3	6	4	16	16	83	1.0%
保健衛生業	366	87	93	119	113	110	888	11.2%
接客娯楽業	369	101	71	58	66	89	754	9.5%
清掃・と畜業	168	33	31	28	31	39	330	4.1%
官公署	1	0	0	3	1	0	5	0.1%
その他の事業	116	27	29	26	41	36	275	3.5%
各年総件数	3798	830	801	745	877	908	7959	100.0%

死亡災害	H25~29	H30	R1	R2	R3	R4	合計件数	構成比
製造業	8	3	1	1	2	1	16	20.5%
建設業	20	2	1	4	2	2	31	39.7%
運輸交通業	6	0	0	0	1	1	8	10.3%
農林業	4	0	0	0	0	0	4	5.1%
商業	4	0	0	1	0	0	5	6.4%
通信業	1	0	0	0	0	0	1	1.3%
保健衛生業	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他の事業	8	2	1	0	1	1	13	16.7%
各年総件数	51	7	3	6	6	5	78	100.0%